

登園許可証明書

令和 5 年 4 月現在

わんぱくすまいる保育園 園長殿

園児氏名： _____

病名「 _____ 」

症状が回復し、他児への感染の恐れはなく、集団生活に支障がない状態になったので、
 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印

◎医師が記入した証明書が必要な感染症 <保育所における感染症対策ガイドライン・江戸川区感染症治療証明書参考>

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症した後 5 日を過ぎ、かつ、解熱した後 3 日を過ぎるまで
百日咳	特有の咳がなくなるまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を過ぎるまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎した腺又は舌下腺の腫れが確認できた後 5 日を過ぎ、かつ、全身状態がよくなるまで
風疹	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状が無くなった後、2 日を過ぎるまで
結核	感染の恐れがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）	感染の恐れがないと認められるまで
流行性角結膜炎	感染の恐れがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと認められるまで
溶連菌感染症	治療開始 1 日をすぎ、全身状態がよくなるまで
伝染性紅斑（りんご病）	発疹以外の症状がなくなるまで
手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
R S ウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルスなど）	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
带状疱疹	全ての発疹が消失し、全身状態が良いこと
髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと認められるまで
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
ヒトメタニューモウイルス	呼吸器症状は消失し、全身状態が良いこと
その他	